

由布市告示第87号

令和6年第2回由布市議会定例会を次のとおり招集する

令和6年6月7日

由布市長 相馬 尊重

1 期 日 令和6年6月14日金曜日

2 場 所 由布市議会議事堂

---

○開会日に応招した議員

首藤 善友君	志賀 輝和君
高田 龍也君	坂本 光広君
吉村 益則君	田中 廣幸君
加藤 裕三君	平松恵美男君
太田洋一郎君	加藤 幸雄君
鷺野 弘一君	長谷川建策君
佐藤 郁夫君	湊野けさ子君
佐藤 人已君	田中真理子君
佐藤 孝昭君	甲斐 裕一君

---

○応招しなかった議員

なし

---

---

令和6年 第2回(定例)由布市議会会議録(第1日)

令和6年6月14日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和6年6月14日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第4号 令和5年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第6 報告第5号 令和6年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第7号 令和5年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第8号 令和5年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第10 報告第9号 令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第11 報告第10号 令和5年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第12 報告第11号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第13 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算(第1号)」
- 日程第14 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正する条例」
- 日程第15 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第16 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第17 議案第42号 由布市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第18 議案第43号 由布市税特別措置条例の一部改正について
- 日程第19 議案第44号 由布市子ども医療費の助成に関する条例及び由布市高校生等医療費の

- 助成に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第45号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第46号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第47号 由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第48号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第24 議案第49号 令和6年度由布市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第50号 令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第51号 令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第4号 令和5年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第6 報告第5号 令和6年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について
- 日程第7 報告第6号 専決処分の報告について
- 日程第8 報告第7号 令和5年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第9 報告第8号 令和5年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第10 報告第9号 令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第11 報告第10号 令和5年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第12 報告第11号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第13 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて「令和6年度由布市一般会計補正予算（第1号）」
- 日程第14 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税条例の一部を改正す

- る条例」
- 日程第15 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて「由布市税特別措置条例の一部を改正する条例」
- 日程第16 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて「由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」
- 日程第17 議案第42号 由布市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第18 議案第43号 由布市税特別措置条例の一部改正について
- 日程第19 議案第44号 由布市子ども医療費の助成に関する条例及び由布市高校生等医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第45号 由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 議案第46号 由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第47号 由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第48号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第24 議案第49号 令和6年度由布市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第50号 令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第51号 令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）

---

出席議員（18名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 首藤 善友君  | 2番 志賀 輝和君  |
| 3番 高田 龍也君  | 4番 坂本 光広君  |
| 5番 吉村 益則君  | 6番 田中 廣幸君  |
| 7番 加藤 裕三君  | 8番 平松恵美男君  |
| 9番 太田洋一郎君  | 10番 加藤 幸雄君 |
| 11番 鷺野 弘一君 | 12番 長谷川建策君 |
| 13番 佐藤 郁夫君 | 14番 淵野けさ子君 |
| 15番 佐藤 人已君 | 16番 田中真理子君 |
| 17番 佐藤 孝昭君 | 18番 甲斐 裕一君 |
-



開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 裕一君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、11番、鷲野弘一君、13番、佐藤郁夫君の2名を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月27日までの14日間といたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月27日までの14日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、前期定例会終了後から今期定例会開会までの分をタブレットに掲載しておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） 皆様、おはようございます。令和6年第2回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私ともに御多忙の中、御出席をいただきまして、心から感謝申し上げます。

さて、今回提案することにしております報告8件、承認4件、議案10件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願い申し上げます。

本日、お手元のタブレットに行政報告のデータを保存しておりますので、御一読いただきますようお願い申し上げます。

少し時間をいただきまして、幾つかの項目について御報告を申し上げます。

まず、3月21日に大野梨園様より、全国優良経営体表彰の受賞報告をいただきました。

さらに、4月4日には三代目源流の皆様から、第26回日本太鼓ジュニアコンクールにおいて

見事優勝に輝き、内閣総理大臣賞を受賞された報告をいただきました。

受賞者の皆さんに、この場をお借りして、改めて心からお祝いを申し上げます。

次に、4月17日には、大分県市長会春季定例会が由布市で開催され、県内の市長さんをお招きし、執り行いました。定例会では、九州市長会に提出する議案の確認と、大分県に対しての要望事項が決定されたところです。

次に、5月8日には、佐賀県嬉野市で開催された第134回九州市長会に出席し、基礎自治体が主体性をもって行政運営を行うことができるよう、財政の拡充強化や災害対応力強化のための支援などについて審議が行われました。

続きまして、5月14日には全国道路利用者会議第76回定時総会、翌日の15日には道路整備促進期成同盟会全国協議会第45回通常総会と命と暮らしを守る道づくり全国大会に参加をし、防災・減災、国土強靱化のための必要な予算、財源の確保などを審議し、国に要望を行ったところです。

続きまして、5月22日には市内の防災パトロールを実施し、危険と思われる4か所を関係機関と現地視察を行いました。今年も梅雨時期が近づいております。全国各地で局地的な集中豪雨や地震による災害が頻発しております。

今後も気象情報には十分注意いたしますとともに、警戒体制には万全を期していきたいと考えているところです。

次に、5月28日には軟式野球の由布クラブの皆様が、日本スポーツマスター2024大分県大会で優勝し、九州大会へ出場することの御報告をいただきました。

続きまして、6月10日には、日本クアオルト協議会の総会へ出席をいたしました。総会では、日本型クアオルトに賛同された長崎県西海市の新規加入を含め、6議案が承認されたところです。

翌11日には、全国市長会の第1分科会に出席し、各支部の提出議案について審議を行いました。

翌12日に、第94回全国市長会が開催され、令和6年能登半島地震の復旧復興に関する決議、またデジタル社会の推進と新たな地方創生の実現に関する決議など、6件の決議が採択されたところです。

最後に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載のとおりとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、会議規則第144条の規定により、令和6年第1回定例会において採択されました請願の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（小石 英毅君） 令和6年第1回定例会におきまして御審議をいただきました請願につきまして、その処理経過、結果報告を行います。

請願受理番号2、件名、「公平な官民境界確認を求める」に関する請願書についてですが、請願の採択を受けて、請願者代表者の方に本件の経緯や由布市の考え方を再度説明するための会議を設けさせていただきたいという旨、申入れをし、御承諾をいただいております。

説明会は、当初5月中の実施を予定しておりましたが、日程が整わなかったため、現在は6月中での日程調整をお願いしているところであり、今後も丁寧な説明に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 請願の処理の経過及び結果報告は終わりました。

次に、閉会中の委員会調査研修報告をお願いします。議会運営委員会委員長、佐藤郁夫君。

○議会運営委員長（佐藤 郁夫君） それでは、議会運営委員会委員長の佐藤でございます。

議会運営委員会調査研修報告をいたします。

本委員会は所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告をいたします。

調査事件、選挙公営制度について（日田市・柳川市）、請願・陳情について（日田市・柳川市）、倫理条例について（柳川市）。

調査研修の期間、令和6年5月9日から10日。

調査研修地、日田市役所全員協議会室、柳川市役所第1委員会室、議会の中であります。

調査研修者は、委員長以下7名とオブザーバーとして議長・副議長と随行が議会事務局でありました。

タブレットの中に内容を報告しておりますから、御一読ください。

特に、日田市の中で選挙公営制度につきましても、導入経過等々ございましたけれども、その他で、導入によってどう変わったんですかということで、立候補者数名から選挙に出やすくなったという声が聞かれたということが特筆されております。

それから、陳情・請願の取扱いにつきましても、ほぼ両市一緒なんですありますが、うちでも一つ、「採択」「不採択」、その後に「趣旨採択」とかうちはありますが、日田はどうしてもどっちにつかず、「結論を得ず」ということで、こういう状況もつくってございました。

ただ、それぞれ委員会の責任で提出者に説明をするという報告も受けております。

柳川市につきましても、選挙公営制度も早めに平成17年度から採用しておりますし、議員の成り手不足というのは、全国的と同様に懸案事項になっているという報告も受けました。

議会倫理条例につきましても、当初はやはり地位を利用するということの、早くつくった分ですから、今の時事に合っていないような部分もございましたし、参考として帰りました。

請願・陳情の取扱いにつきましては、それぞれあまり日田市と変わらない状況でございました。最終的に視察を終えまして、まとめでございますが、選挙公営制度につきましては、由布市でもこれまで一般質問や議会運営委員会での先進地視察等により、公費負担制度導入について調査研究を重ねてまいりました。

今回の日田市・柳川市において、選挙運動にお金のかからない選挙を実現することで、経済力の有無にかかわらず、どの立候補者にも最低限の選挙運動の機会を保障し、選挙の公平性を確保するため、制度導入の条例化をしております。

近年の投票率の低下や定数に対する立候補者が少ないこともあり、全国的な傾向と同様に、議員の成り手不足が懸案事項になっているとのことであります。

由布市においても、選挙運動の一助となる選挙公営制度を導入し、多くの若い人や女性等の候補者が増え、地方政治の活性化を図る必要があります。

請願・陳情の取扱いにつきましては、日田市では、請願は議会運営委員会で紹介議員より説明を行い、請願者からは意見聴取は行っておりません。柳川市は、請願の紹介議員に委員会で説明を求めることはありますが、請願者本人からの意見聴取は、これまでも事例がないということでありました。

陳情については、市の業務に関するものは所管の委員会へ送付することとなっております。由布市の請願・陳情の取扱いは、協議をして取りまとめていきたいと思っておりますし、議会倫理条例につきましては、これからも十分な研究、検討協議をしてみたいと考えております。

以上、報告といたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議会広報編集特別委員会委員長、志賀輝和君。

○議会広報編集特別委員長（志賀 輝和君） 改めまして、皆様、おはようございます。議会広報編集特別委員会委員長の志賀輝和でございます。

甲斐議長より報告の許可をいただきましたので、議会広報編集特別委員会行政視察調査研修を行ってまいりました。会議規則第110条の規定により、その御報告を申し上げます。

1の調査事件でございますが、議会だよりの作成に係る取り組みについて。

2、調査研修の期間、6年5月23日から24日の2日間でございます。

調査研修地につきましては、宮崎県の高千穂町、鹿児島県の東串良町、この2町を研修地として行ってまいりました。

調査研修視察者につきましては、議会事務局員を随行員として、記載のと通りの委員8名で行ってまいりました。

調査研修結果につきまして、宮崎県高千穂町議会だよりの作成に関わる取組について。町の概要につきましては、後ほど御一読いただければ幸いに存じます。

視察の内容でございますが、高千穂町の議会だより「たかちほ」は年4回発行しておりました。全ページ、カラー印刷となっております。議会報編集委員会は、常任委員長2名と議長推薦者4名の計6名で組織しており、割り振られた担当ページに関し、写真撮影等を含めて、その委員が担っております。

議会活動を住民に広く伝えることは重要でありまして、その目的の達成には議会報が最も有効な手段であるという考えにより、平成13年に高千穂町議会報発行に関する条例を議員発議で制定をしています。この中で、議会報の編集においては、「公平・真実を基本原則に、簡潔を旨としなければならない」との規定に基づき、小学校高学年の児童が読んでも分かるような広報誌になるよう努めておりました。

作成に当たっては、会期冒頭に委員会を開催し、担当や紙面構成等を決定、会期終了後に即編集作業を進めていき、定例会終了後30日程度で発行できるようにスケジュールを組み立てておりました。

編集をする際には、①事実としての記事を要約、②五行で改行、③記事4：見出し2：写真2：余白2、④見出しの重要性、⑤動きのある写真、⑥方言を使う、⑦全てを伝えるものではないこと、これらの点に留意しながら行っており、見出しと写真だけで内容の半分が伝わるように意識しておりました。

町民との交流として、令和3年から表紙写真の公募を始めたり、一部公民館——由布市で言う自治区に当たりますが——にアンケートを依頼し、その内容を「読者のひろば」というコーナーで取り上げることも行っております。

さらに、毎年、全委員で議会広報クリニック（全国町村議会議長会が主催）や宮崎県町村議会議長会が主催する議会広報研修会などの研修に参加をし、委員会として研さんを積んできたことも、全国コンクールでの数多くの受賞につながっている要因であろうと推察をいたしました。

鹿児島県東串良町でございますが、議会だよりの作成に関わる取組について、町の概要につきましては、高千穂町と同様に、後ほど御覧をいただければ幸いに存じます。

視察の内容でございますが、東串良町の議会だより「東くしら」は年4回発行しており、全ページ、カラー印刷となっております。4名の委員で組織される広報広聴常任委員会にて作成しており、事務局と共同で編集を行っております。住民を取り上げる企画ページ「輪和話のひろば」については、委員外の6名の議員が輪番制で担当となることとしておりました。

中学生が読んでも分かるような文書づくりに心がけており、専門用語や片仮名用語等に注釈を入れたりもしております。クイズコーナーなどの企画記事につきましては、手に取り開いていただくきっかけとなればと考えながら作成しておりました。

また、議会からの情報発信が一方通行とならないよう、住民への取材や住民を記事に取り上げ

ることで双方向性のある紙面としながら、議会だよりを身近に感じてもらう取組を行ってまいりました。

さらに、高千穂町議会と同様に、全国町村議会議長会が主催する研修会等への参加をしており、広報クリニックがあるときには積極的に提出し、講師による評価や指導を受けることで客観的な状況を把握でき、コンクールで受賞できるような広報誌をつくりながら、町民に読んでもらうことはもとより、見ていただける議会だよりとなることを目指してまいりました。

3、まとめでございます。

高齢化社会、デジタル社会といった時代が大きく変革していく中で、市政、議会、議員の活動広報誌として、「議会だより」を通してしっかりと分かりやすく、詳しく、より丁寧にお伝えすることで、一人でも多くの市民の方に、市政、議会に関心を持っていただき、今抱える「議員のなりて不足」、「投票率の低下」といった諸問題の解決策の一翼を担える広報誌の発行をしていくことの必要性があります。

このたびの2か所の視察研修をしっかりと検証するとともに、今後さらに他の自治体の広報の在り方等を学び、今まで培ってきた「由布市議会だより」のよいところは残し、新しく取り入れるところは思い切って取り入れ、市民のニーズに合った広報誌の企画、構成・編集・発行に尽力をしていくことを、委員一同改めて意を強くした研修であったことを御報告申し上げ、調査研修報告といたします。ありがとうございました。

○議長（甲斐 裕一君） 閉会中の委員会調査研修報告が終わりました。

以上で、諸報告を終わります。

---

#### 日程第4. 請願・陳情について

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第4、請願・陳情についてを議題といたします。

議会事務局長に朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（工藤 由美君） 事務局長です。

それでは、配付の請願並びに陳情文書表により朗読いたします。

なお、請願者、陳情者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。

まず、請願から読み上げます。

受理番号3、件名、請願書（地方財政の充実・強化に関する意見書）。請願者、大分市大手町、大分県地方自治研究センター理事長、中山敬三。紹介議員、佐藤郁夫、加藤裕三。

受理番号4、件名、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める請願。請願者、由布市庄内町、大分県教職員組合由布支部執行委員長、矢田啓一郎。紹介議員、佐藤郁夫、加藤裕三。

次に、陳情を読み上げます。

受理番号2、件名、小中学校給食費の無償化を求める陳情書。陳情者、由布市庄内町、外西智子。

受理番号5、件名、2種運転手不足の昨今、「旧町内を昼間」なら、タクシー会社の運行管理で「白ワゴン、1種免許（認定講習）」でも良いのでは？陳情者、由布市湯布院町、もっと便利なコミュニティバスを考える会代表、千竈八重子。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） ただいまの請願2件、陳情2件については、会議規則第141条により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

---

日程第5. 報告第4号

日程第6. 報告第5号

日程第7. 報告第6号

日程第8. 報告第7号

日程第9. 報告第8号

日程第10. 報告第9号

日程第11. 報告第10号

日程第12. 報告第11号

日程第13. 承認第1号

日程第14. 承認第2号

日程第15. 承認第3号

日程第16. 承認第4号

日程第17. 議案第42号

日程第18. 議案第43号

日程第19. 議案第44号

日程第20. 議案第45号

日程第21. 議案第46号

日程第22. 議案第47号

日程第23. 議案第48号

日程第24. 議案第49号

日程第25. 議案第50号

日程第26. 議案第51号

○議長（甲斐 裕一君） 次に、本定例会に提出されました日程第5、報告第4号から日程第12、

報告第11号までの報告8件、日程第13、承認第1号から日程第16、承認第4号の承認4件、日程第17、議案第42号から日程第26、議案第51号までの議案10件を一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（相馬 尊重君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で審議をお願いいたします案件は、報告8件、承認4件、議案10件でございます。

まず、報告第4号、令和5年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出については、令和6年4月19日に開催されました由布市土地開発公社理事会において、令和5年度の事業報告並びに決算が議決され、5月1日付で公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により書類が提出されたことから、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和5年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

次に、報告第5号、令和6年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出については、令和6年3月26日に開催されました由布市土地開発公社理事会において、令和6年度の事業計画及び収支予算並びに資金計画が議決され、3月29日付で、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定により承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和6年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を議会に提出し、報告するものでございます。

次に、報告第6号、専決処分の報告については、公用車の接触事故による和解及び損害賠償を地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第7号、令和5年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書については、物価高騰緊急対応事業など27事業について、翌年度繰越額と繰越財源が確定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第8号、令和5年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書については、次世代交通実験事業、農業用施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費の3つの事業を事故繰越をしております。

次世代交通実験事業は、所管庁における当該車両引渡しに係る事務手続に不測の日数を要したこと、農業用施設及び公共土木施設災害復旧事業は、関係者との協議に不測の日数を要したことなどにより年度内完了が困難となったもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第9号、令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書につい

ては、公営企業会計移行支援事業について翌年度繰越額と繰越財源が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第10号、令和5年度由布市水道事業会計予算繰越計算書については、年度内に工事の完成ができなかった配水管布設替・配水管改良等工事について、翌年度繰越額と繰越財源が確定いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第11号、例月出納検査の結果に関する報告については、監査委員による報告となりますので、代表監査委員より報告をいたします。

次に、承認第1号、令和6年度由布市一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについては、歳入歳出予算にそれぞれ1億3,920万2,000円を追加し、予算の総額を228億4,609万4,000円としたことの承認をお願いするものでございます。

内容といたしましては、2024年度税制改正関連法案の成立に伴い、住民で1人当たり1万円の定額減税を賦課決定後、速やかに事務が進められるよう、電算システム改修費を計上したものです。

また、物価高騰による低所得者への支援として、令和5年度実施しました低所得者支援枠を追加拡大し、令和6年度分個人住民税において、新たに住民税非課税世帯となった世帯及び新たに住民税均等割のみ課税される世帯への給付として、1世帯当たり10万円を給付するものでございます。

加えて、当該世帯のうち子育て世帯への加算として、18歳以下の児童を対象に、1人当たり5万円の追加給付を行うものでございます。

緊急を要したことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年4月5日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第2号、由布市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、主なものとして、デフレ脱却のための一時的な措置として行われる令和6年分所得税及び令和6年分個人住民税の減税が実施されることを踏まえ、個人住民税に定額減税についての所要の改正を行った地方税法等の一部を改正する法令が公布・施行されることに伴い、由布市税条例の一部改正を緊急に行う必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、3月30日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第3号、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、対象地域に係る固定資産税の課税免除制度の適用期限の延長を行ったもので、緊急に改正する必要が生じたことから、地方自治法第179条第1項の

規定により、3月30日付で専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第4号、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについては、地方税法施行令の改正が行われたことによるもので、国民健康保険税の賦課限度額と被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準が見直されたことから、緊急に改正する必要性が生じたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月30日付で専決処分を行ったものでございます。

続きまして、議案第42号、由布市過疎地域持続的発展計画の変更については、産業の振興に係る事業内容の追加を行うため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第43号、由布市税特別措置条例の一部改正については、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、特定業務施設についての規定の一部を改正するものでございます。

次に、議案第44号、由布市子ども医療費の助成に関する条例及び由布市高校生等医療費の助成に関する条例の一部改正については、大分県子ども医療費助成事業の助成対象者が、高校生等年齢まで拡大する見直しが行われ、それに伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第45号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正を受けて、条例を改正するものでございます。

次に、議案第46号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正を受けて、条例を改正するものでございます。

次に、議案第47号、由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正については、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令の公布に伴うもので、主な内容としては、水道法施行規則等による権限が、厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管されたことによる改正でございます。

次に、議案第48号、大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議については、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、大分市が設置する大分市大在東グラウンドを由布市の住民の利用に供することについて、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第49号、令和6年度由布市一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出にそれぞれ

4億1,660万5,000円を追加し、予算の総額を232億6,269万9,000円にお願いするものでございます。

歳入では、事業に伴う国・県支出金や地方債などの特定財源が主なものでございます。

歳出では、所得税・住民税を合わせて1人当たり4万円の定額減税などを盛り込んだ2024年度税制改正関連法の成立により、定額減税に伴う調整給付金事務を速やかに行うため、定額減税補足給付金及び電算システム改修費を計上しております。

また、令和6年3月31日、特例臨時接種終了に伴い、高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種について、国からの助成金に加えて市が助成することにより、2,000円の自己負担で接種が受けられるよう、新型コロナウイルスワクチン予防接種委託料を計上したものです。

このほか、今年度国から配分のあった再編関連訓練移転等交付金を利用した道路整備事業として、市道六所参宮線道路改良工事や令和4年度台風災害や令和5年度大雨災害からの早期復旧に伴う公共土木施設災害復旧費を計上しております。

なお、各科目において、4月の人事異動に伴う給与費の組替えと、第1回定例会で可決をいただきました特別職及び市職員の給与の特例に関する条例の一部改正に伴う給与の減額分を措置しております。

次に、議案第50号、令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算にそれぞれ93万9,000円を追加し、予算総額を40億941万3,000円にお願いするものです。

内容といたしましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修費に係る経費を増額をするものでございます。

次に、議案第51号、令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）は、収益的予算では収入及び支出を増額するもので、資本的予算では収入を増額し、支出を減額するものでございます。

以上で、私からの説明を終わります。詳細につきましては、担当課長より説明をいたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（甲斐 裕一君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第11号について代表監査委員の報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第11号について御報告申し上げます。

報告第11号、例月出納検査の結果に関する報告について。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。

令和6年6月14日提出、由布市代表監査委員、大塚裕生。

1ページから3ページに、報告の内容を記載しております。地方自治法第235条の2第1項の規定により、令和6年1月分、2月分、3月分の例月出納検査をそれぞれ2月22日、3月26日、4月25日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。現金のあり高、出納関係諸表等の計数の正確性の検証と現金の出納が適正に行われているかを検査いたしました。

検査の結果、資料の計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

以上で報告を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第4号及び報告第5号について、続けて詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（一法師良市君） 総合政策課長です。

報告第4号並びに第5号の詳細説明を行います。

報告第4号、令和5年度由布市土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業の経営状況を説明する書類を次のとおり提出する。

令和6年6月14日提出、由布市長。

1ページ、お開きください。

令和6年4月19日の由布市土地開発公社理事会において、令和5年度の事業報告及び決算が議決され、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第3項の規定により、事業報告書及び財務諸表が監査意見書とともに提出されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告をいたします。

事業報告書の資料1ページをお開きください。

令和5年度由布市土地開発公社の事業報告書ですが、令和5年度は土地の取得及び処分等の業務はありませんでした。管理業務として、下湯平若者定住化団地用地取得借入金利息として600円を支払い、また販売費及び一般管理費として、市から8万7,150円の補助金が交付されました。

次に、ページをめくっていただきまして、令和5年度の財務諸表について御説明いたします。

まず、資料3ページの貸借対照表ですが、令和6年3月31日時点での公社の1年間の財政状況を、資産の部、負債の部、資本の部で現在高を示したもので、資産合計並びに負債資本合計ともに8,414万6,659円となっております。

資料4 ページ、損益計算書を御覧ください。

1年間の収益、費用、純利益を一覧表にして経営成績として示すもので、当期純利益については、66円の当期純利益となっております。

資料5 ページのキャッシュフロー計算書ですが、1年間の現金・預金の動きを表したもので、現金及び現金同等物期末残高は374万3,519円となっております。

その内訳として、資料9 ページにございますが、普通預金の年度末残高は74万3,519円、同じく定期預金残高は300万円となっております。

資料6 ページにお戻りください。

販売費及び一般管理費で、人件費と一般管理費8万6,550円の内訳を記載しております。

資料7 ページを御覧ください。準備金計算書です。

前年度繰越準備金1,114万6,593円に当期純利益66円を加えた1,114万6,659円が当期準備金となり、下段の準備金処理計算書により、次期繰越準備金として処理しております。

次に、資料8 ページは財産目録で、資金合計8,414万6,659円から負債合計600万円を差し引いた2,414万6,659円が純資産となります。

資料9 ページ以降に、現金及び預金明細表、残高証明書、公有用地明細表、資産明細表、借入金明細表等を添付しております。

次に、資料19 ページには、令和5年度決算に係る監査意見書を添付しております。

以上で、報告第4号の詳細説明を終わります。

続きまして、報告第5号の詳細説明を行います。

報告第5号、令和6年度由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類の提出について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、由布市土地開発公社の事業計画を説明する書類を次のとおり提出する。

令和6年6月14日提出、由布市長。

1 ページをお開きください。

令和6年3月26日の由布市土地開発公社理事会において、令和6年度由布市土地開発公社の事業計画及び収支予算並びに資金計画が議決され、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定により承認されましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたします。

令和6年度事業計画についてですが、新規取得の計画はなく、公有地取得事業の管理利息として、下湯平若者定住活性化事業の借入金の利息の計上をしております。

次に、2 ページ、予算ですが、収益的収入については、附帯等事業収益、補助金等収益、受取

利息で15万4,000円、収益的支出は、一般管理費と支払利息並びに予備費で15万2,000円を計上しております。

4ページ、5ページは、予算の実施計画を記載しております。

次に、6ページから7ページを御覧ください。

令和6年度の資金計画ですが、総額でほぼ前年並みとなっております。

6ページの下段に一般管理費の明細、7ページは予定貸借対照表、8ページは予定損益計算書、9ページは予定キャッシュフロー計算書を添付しておりますので、参照をお願いいたします。

以上で詳細説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

午前10時54分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開いたします。

次に、報告第6号から報告第8号について、続けて詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

報告第6号について詳細説明をいたします。

報告第6号、専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月14日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

令和6年4月15日付で専決処分を行っております。

和解条件、事故概要等については、次のページを御覧ください。

事故の当事者は、記載のとおりでございます。

事故の概要ですが、令和5年9月8日午後5時20分頃、大分市賀来西1-3-13先の県道小挾間大分線において、甲の車両が渋滞のため停止していたところ、甲の車両を運転していた職員の足が誤ってブレーキから離れたため、前方で停止していた乙の車両の後部に甲の車両の前部が接触し、乙に損害を与えた事故でございます。

和解に至っていなかった人身傷害及びその他一切の傷害について、和解したのになります。

和解条件につきましては、甲は乙に対し、本事故に関わる過失割合100%に当たる損害賠償金の支払い義務があることを認め、損害賠償の額を20万9,247円と定めたものでございます。

なお、物件傷害につきましては、令和5年11月14日付で専決処分を行い、令和5年第4回議会定例会、報告第24号で報告をいたしております。

次に、報告第7号について詳細説明をいたします。

報告第7号、令和5年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので報告する。

令和6年6月14日提出、由布市長。

裏面を御覧ください。

令和5年度由布市一般会計繰越明許費繰越計算書です。

国及び県の令和5年度補正予算成立に伴う物価高騰緊急対応事業、道路整備事業や農業用施設及び公共土木災害復旧費など27事業の明許繰越しを行い、翌年度繰越額の合計は19億7,634万8,000円となっております。

繰越理由については、補正予算提案の際に御説明をしておりますので、省略をさせていただきます。

次に、報告第8号を御説明いたします。

報告第8号、令和5年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書について。

地方自治法施行令第150条第3項の規定により、事故繰越しに係る歳出予算の経費を繰り越したので報告する。

令和6年6月14日提出、由布市長。

裏面の令和5年度由布市一般会計事故繰越し繰越計算書を御覧ください。

3つの事業を事故繰越しとしております。

2款1項の次世代交通実験事業は、所管庁における当該車両引渡しに係る事務手続に不測の日数を要したことにより、年度内の完了が困難になったこととございます。

11款1項農業用施設災害復旧費及び2項の公共土木施設災害復旧費は、災害復旧事業において令和5年度に明許繰越しをしたもののうち49件について、災害復旧事業の集中により施工人員の確保や必要とする資機材の調達が困難であったため、工事施工に不測の日数を要し、年度内完了が困難となったものとございます。

3つの事業を合わせた翌年度繰越額は3億296万3,476円となっております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、報告第9号について詳細説明を求めます。環境課長。

○環境課長（渡辺 隆司君） 環境課長です。

報告第9号の詳細説明をいたします。

報告第9号、令和5年度由布市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。  
地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費に係る歳出予算の経費を繰り越したので報告する。

令和6年6月14日提出、由布市長。

裏面の計算書を御覧ください。

農業集落排水事業費、一般管理費の委託料で、予算計上額3,932万円のうち翌年度に繰り越す額は3,923万円でございます。事業内容は、由布市の実施している農業集落排水事業の会計を公営企業法の適用を受ける会計へ移行するため、固定資産調査や評価業務、会計移行に係る事務手続などの支援を受けるもので、固定資産の調査等に想定以上の時間を要したためでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、報告第10号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（砂田 剛士君） 水道課長です。

報告第10号について詳細説明を行います。

報告第10号、令和5年度由布市水道事業会計予算繰越計算書について。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、次の繰越計算書のとおり報告する。

令和6年6月14日提出、由布市長。

今回の報告は、地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の報告です。

次のページ、計算書を御覧ください。

4款資本的支出、1項建設改良費、事業名、配水管布設替・配水管改良等工事、予算計上額1億2,910万6,000円、翌年度繰越額1億2,910万6,000円でございます。

主な事業内容といたしましては、道路改良工事の進捗に伴うため、年度内に工事の完成が困難となった配水管の布設替え工事や、資材不足による特殊バルブや電気機器の資機材の調達に不測の日数を要した工事等の10事業になります。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、承認第1号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

承認第1号について詳細説明をいたします。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年度由布市一般会計補正予算（第1号）について別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月14日提出、由布市長。

裏面の専決処分書を御覧ください。

特に緊急を要するため、令和6年4月5日付で専決処分を行っています。

では、一般会計補正予算をお願いいたします。

令和6年度由布市一般会計補正予算（第1号）。

令和6年度由布市の一般会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,920万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228億4,609万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年4月5日専決、由布市長。

1ページから、第1表歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。

次に、3ページからは補正予算事項別明細書となっております。

6ページをお願いいたします。歳入でございます。

20款1項1目2節基金繰入金1億3,920万2,000円は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入れを増額しております。

8ページをお願いします。歳出でございます。

2款2項1目、区分1、物価高騰緊急対応事業（定額減税）は、1人当たり4万円の定額減税などを盛り込んだ2024年度税制改正関連法案の成立に伴い、定額減税として令和6年所得税から3万円、令和6年度住民税所得割から1万円の減税を実施することとなっております。

このことから、住民税所得割1人当たり1万円の定額減税を賦課決定後、速やかに事務が進められるよう、事務電算システム改良費として182万6,000円を計上するものです。

3款1項1目、区分1、物価高騰緊急対応事業（給付金）は、令和5年度実施いたしました低所得者枠を追加拡大し、令和6年度分個人住民税において新たに住民税非課税世帯となった世帯及び新たに住民税均等割のみ課税される世帯への給付として、1人当たり10万円を給付するものでございます。

加えて、当該世帯のうち子育て世帯への加算として、18歳以下の児童を対象に、1人当たり5万円の追加給付を行うものでございます。この事業に係る事務経費を加え、1億3,737万6,000円を計上しております。

なお、今回執行しております補正2事業の財源につきましては、一般財源としておりますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る事業となりますので、今後、事業が確定次第、国庫補助金へ組替えをする予定としております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、承認第2号及び承認第3号について、続けて詳細説明を求めます。  
税務課長。

○税務課長（竹下 美佳君） 税務課長です。

まず、承認第2号について詳細説明をさせていただきます。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和6年6月14日提出、由布市長。

次のページを御覧ください。専決処分書です。

令和6年3月30日付で専決処分を行っております。

今回の市税条例の一部改正は、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う改正となりますので、主な改正点について御説明いたします。

まず、市民税に関するものです。

令和6年度税制改正において、デフレ脱却のための一時的な措置として実施される定額減税に関するものです。対象となるのが、前年の合計所得が1,805万円以下である個人住民税所得割の納税義務者であること。減額の方法についても、例えば普通徴収であれば、第1期6月納期分から控除し、控除し切れない場合は、第2期以降の税額から順次控除することなどを規定しております。

次に、固定資産税に関するものです。

固定資産税の土地に係る特例措置について、負担水準の均衡化を図るため、特例の期間の延長などを図る改正を行っております。

そのほかの改正につきましては、条項ずれや文言の修正等、軽微なものとなっております。

本条例の施行日は、令和6年4月1日からとなっております。

以上で、承認第2号の詳細説明を終わります。

続きまして、承認第3号の詳細説明をさせていただきます。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、由布市税特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和6年6月14日提出、由布市長。

次ページを御覧ください。専決処分書です。

令和6年3月30日付で専決処分を行っております。

今回の条例改正の内容についてですが、本条例で地方活力向上地域における課税免除及び不均一課税の期間が令和6年3月31日までであったものを、令和8年3月31日までと2年延長するものであります。

施行日は、令和6年4月1日からとなります。

以上で、承認第3号の詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、承認第4号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。

承認第4号につきまして詳細説明をいたします。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月14日提出、由布市長。

次のページの専決処分書を御覧ください。

地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴いまして、令和6年3月30日付で専決処分を行いました。

次のページは、由布市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正文でございます。

改正の内容の説明につきましては、次のページの新旧対照表により御説明をさせていただきます。

新旧対照表上段、第3条第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額を「22万円」から「24万円」に改正するものでございます。

続きまして、第22条第1項につきましては、保険税の軽減による軽減後の後期高齢者支援金等課税額の賦課限度額につきましても、第3条と同様に、「22万円」から「24万円」に改正するものでございます。

同項第2号につきましては、低所得者世帯に対し、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準につきまして、5割軽減の基準につきましては、被保険者数に乗ずる金額を現行の「29万円」を「29万5,000円」に、同項第3号については、2割軽減の基準について、被保険者数に乗ずる金額を現行の「53万5,000円」を「54万5,000円」に改正するものでございます。

附則といたしまして、施行期日は令和6年4月1日、運用につきましては、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用いたします。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第42号について詳細説明を求めます。庄内振興局長。

○庄内振興局長兼地域振興課長（佐藤 重喜君） 庄内振興局長でございます。

議案第42号につきまして詳細説明をいたします。

議案第42号、由布市過疎地域持続的発展計画の変更について。

由布市過疎地域持続的発展計画の変更について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和6年6月14日提出、由布市長。

由布市過疎地域持続的発展計画につきましては、令和3年度から令和7年度の計画を策定しており、今回、農林水産業施設長寿命化事業に係る内容を追加することについては、由布市公共施設等総合管理計画及び個別計画と本計画との整合性を図るものでございます。

改正内容については、次のページの改正文を御覧ください。

3、産業の振興（3）計画の表中、「農林水産業施設長寿命化事業（かぐら茶屋）」を追加するものでございます。

次のページは、新旧対照表でございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第43号について詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（竹下 美佳君） 税務課長です。

議案第43号について詳細説明をいたします。

議案第43号、由布市税特別措置条例の一部改正について。

由布市税特別措置条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年6月14日提出、由布市長。

次のページを御覧ください。

今回の改正は、地域再生法に基づく地方税の課税免除または不均一課税に伴う減収補填措置の対象施設に対象施設を追加する改正によるもので、特定業務施設の整備に併せて整備される特定業務児童福祉施設が追加となるものです。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第44号から議案第46号について、続けて詳細説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤川 祐子君） 子育て支援課長です。

まず、議案第44号について詳細説明をいたします。

議案第44号、由布市子ども医療費の助成に関する条例及び由布市高校生等医療費の助成に関する条例の一部改正について。

由布市子ども医療費の助成に関する条例及び由布市高校生等医療費の助成に関する条例の一部

を改正する条例を別記のように定める。

令和6年6月14日提出、由布市長。

令和6年4月より、大分県子ども医療費助成事業の対象者が、高校生等の年代まで拡大されたことに伴い、由布市の18歳以下の子どもが不利益にならないよう、由布市子ども医療の助成に関する条例及び由布市高校生等医療費の助成に関する条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表（第2条関係）を御覧ください。

由布市高校生等医療費助成に関する条例です。

第2条第2号、保護者の扶養要件を削除し、第3条第1号、住所の要件を高校生等のみとし、「ただし、当該高校生等が就学等の理由により市内から転出した場合は、その保護者が市内に住所を有すること。」とし、第4条各号では、「高校生等が就職し、保護者の扶養から外れたとき。」「高校生等が婚姻したとき。」の制限をなくし、由布市重度心身障がい者医療費助成制度と由布市高校生等医療費助成制度では利用者の利便性を鑑み、由布市高校生等医療費助成制度を優先するため、こちらの文言を削除するものでございます。

次に、新旧対照表（第1条関係）を御覧ください。

由布市子ども医療費の助成に関する条例では、第3条第1号、由布市高校生等医療費の助成に関する条例と同じく、由布市重度心身障がい者医療費助成制度と由布市子ども医療費助成制度では、利用者の利便性を鑑み、由布市子ども医療費の助成制度を優先するため、こちらの文言を削除するものでございます。

続きまして、議案第45号について詳細説明をいたします。

議案第45号、由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

由布市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年6月14日提出、由布市長。

新旧対照表を御覧ください。

2点の改正点がございます。

1点目は、基準府令第23条に規定する、施設の重要事項の紙面掲示の義務づけが見直され、紙面掲示に加えて、インターネットを利用して公共の閲覧に供しなければいけないと改めるものでございます。

2点目は、基準府令第62条に規定する磁気ディスク及びシー・ディー・ロム等の使用による記録の交付を定めた規定について、媒体の種類を示さない形の電磁的記録媒体に改めるものでございます。

次に、議案第46号について詳細説明をいたします。

議案第46号、由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

由布市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年6月14日提出、由布市長。

新旧対照表を御覧ください。

保育士の配置基準の見直しが76年ぶりに行われ、3歳以上の児童に係る保育士・保育従事者の最低基準が、保育士1人当たりに対し、満3歳以上満4歳に満たない児童は「20人」から「15人」に、満4歳以上の児童は「30人」から「25人」に見直されました。

小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における保育士・保育従事者の配置基準は、最低基準に伴い、市町村の条例で定めることとされているため、条例を改正するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第47号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（砂田 剛士君） 水道課長です。

議案第47号について詳細説明を行います。

議案第47号、由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について。

由布市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和6年6月14日提出、由布市長。

この条例の一部改正は、令和6年3月29日に公布された生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令により、水道法施行規則等による権限のうち、水道技術管理者の資格を得るための講習について、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う講習から、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う講習に変更となりました。

そのため、第4条第6号中、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めます。

施行は、公布の日からでございます。

次のページは、新旧対照表でございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第48号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長兼地方創生推進室長（一法師良市君） 総合政策課長です。

議案第48号につきまして詳細説明をいたします。

議案第48号、大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、次のとおり大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関し協議することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年6月14日提出、由布市長。

本議案につきましては、大分都市広域圏において圏域全体の生活関連機能サービスの向上を目指す中で、基本連携項目として公共施設の相互利用の促進を掲げ、圏域内の体育・文化施設等の相互利用を図り、圏域内の住民の利便性向上につなげていくための協議や調整を行うとともに、相互利用を促進するための公共施設案内予約システムの共同利用を行っており、これまでの社会教育施設等での運用に加え、今般、新たに大分市が設置する大分市大在東グラウンドの相互利用について協議が整ったことから、大分都市広域圏における7市1町間での協議内容を踏まえ、本市の住民の利用に供させるため、地方自治法第244条の3第2項に基づく協議について、議会の議決を求めるものでございます。

利用方法につきましては、当該施設の条例、規則に定めた方法によることとし、利用に係る経費につきましては、施設の所在する大分市が負担することとなっております。

以上で詳細説明を終わります。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第49号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（大久保 暁君） 財政課長です。

議案第49号について詳細説明をいたします。

議案第49号、令和6年度由布市一般会計補正予算（第2号）。

令和6年度由布市の一般会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億1,660万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ232億6,269万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。

令和6年6月14日提出、由布市長。

1ページをお開きください。第1表歳入歳出予算補正です。3ページにかけて、歳入歳出款項ごとに補正額を計上しております。

4ページをお願いします。第2表繰越明許費です。1件の明許繰越しをお願いをいたしております。

5ページをお願いいたします。第3表地方債補正です。湯平温泉振興推進事業など6件の変更をお願いしており、地方債の補正後の限度額合計は25億5,794万6,000円となります。

6ページからは、補正予算事項別明細書となります。

9ページをお願いをいたします。歳入でございます。

18款1項1目1節財産貸付収入は、旧庄内公民館等貸付けに伴う収入を計上しております。

18款2項1目1節の土地建物売払収入は、行政目的を終了した普通財産である挾間地域旧老人福祉センターの土地建物の公売による土地建物売払収入を計上しております。

11ページをお願いいたします。

20款1項1目2節基金繰入金2億2,256万7,000円の増額は、本補正の収支の均衡を図るため、財政調整基金からの繰入額を増額しております。その他特定財源として支出科目に充てられるものは、歳出の項目で説明をさせていただきます。

13ページをお願いします。歳出ですけれども、主な事業を中心に説明をさせていただきます。

まず、歳出予算中の給与管理費につきましては、4月の人事異動に伴う職員給与費の組替え、また、第1回定例会で可決をいただきました給与の特例に関する条例の一部改正に伴う給与の減額分を措置をいたしております。

また、会計年度任用職員の報酬についても、配置された人数や任用年数及び職種などに基づき、各項目で補正措置をしております。

なお、巻末55ページから、給与費明細書を掲載しておりますので、御参照いただければと思います。

それでは、17ページをお願いをいたします。

2款1項5目、区分3、入会地分収交付金事業は、市有造林木処分等に伴い、入会権者である5団体に対し、主伐木及び間伐材処分に伴う分収金を地元交付金を計上しており、財源は財産収入を充当しております。

19ページをお願いいたします。

2款1項7目電子計算費の区分1、行政事務情報化推進事業は、地方公共団体情報化システムの標準化に関する法律に基づき、情報システム標準化を推し進めていくに当たり、ガバメントクラウドへの接続が不可欠なため、大分県及び県下16市町村と共同で接続回線の調達を行うことから計上するものでございます。

なお、ガバメントクラウドとは、省庁や自治体が個別に運用してきた税や年金などの管理システムをネットワーククラウド上の共通サービスに移行し、経費の削減を目指すもので、政府共通

のクラウドサービスの利用環境となります。

なお、委託費は、特定財源として国庫補助金を充当しております。

2款1項9目地域振興費の区分2、湯平温泉復興まちづくり推進事業は、緊急避難施設建設に伴う造成費の設計内容変更、主には敷地かさ上げ、擁壁補強を行うため、増額するものでございます。財源として、市債を充当しております。

2款2項1目税務総務費の区分1、物価高騰緊急対応事業（定額減税）は、1人当たり令和6年所得税から3万円、令和6年度住民税所得割から1万円の定額減税を実施する中で、調整給付金として定額減税可能額が令和6年度所得税額または令和6年度分個人住民税所得割を上回るものに対し、当該上回る額の合計額を基礎として算定し、定額減税補足給付金を給付するものでございます。

また、この事業に係る税電算システム改良業務及び定額減税補足給付金対応業務委託料など事務経費を加え、総額2億3,294万4,000円を計上しており、財源は国庫補助金を充当予定としております。

31ページをお願いいたします。

4款1項4目予防費の区分1、予防接種推進事業は、令和6年3月31日、特例臨時接種終了に伴い、高齢者における新型コロナウイルスワクチン接種について、接種1回当たり国からの助成金8,300円に加え、市が助成することにより、2,000円の自己負担で接種が受けられるようにするもので、特定財源として国からの助成金を諸収入で受け入れ、充当をしております。

4款1項5目環境衛生総務費の区分1、水道未普及地域改善事業は、本年度に水道組合より水道施設整備補助金交付条例に基づく水道施設整備補助金の交付申請があったことから計上するものでございます。

39ページをお願いします。

8款2項2目道路新設改良費の区分2、道路整備事業（防衛調整交付金事業）は、今年度、国から配分がありました再編関連訓練移転等交付金を活用して、市道六所参宮線の舗装及び側溝の改良を行うため、計上するものでございます。

なお、令和6年度6月補正の概要の3ページに記載はしておりますが、市道八山線道路改良工事において、護岸工の設計変更が生じたことにより、今年度内での上部工架設の工期確保が困難になったことから、4,000万円の減額補正を行い、用地補償等が終了し、7年度事業予定で進めていました市道石武線道路改良費として、4,000万円を計上しております。

区分4、道路整備事業（単独事業）は、令和9年度新環境センター稼働に向け、中間処理施設の建設を進めるに当たり、大型車の通行の増加が見込まれることから、市道天神橋同尻線、同尻地区右岸側、大分川の堤防沿いに待避所を3か所設置し、通行の安全確保を図るため、市道天神

橋同尻線待避所設置工事として計上するものでございます。

45ページをお願いいたします。

10款2項1目学校総務費、区分1、小学校施設管理事業及び3目教育振興費の区分2、小学校支援センター振興事業は、令和6年2月、匿名で子どもたちのためにと、谷小学校に指定寄附があったことから、谷小学校からの希望により、遊具、備品及び図書費として計上するものです。

53ページをお願いいたします。

11款2項1目公共土木施設災害復旧費の区分1、公共土木施設災害復旧費は、令和4年9月台風に係る災害5件、令和5年6月大雨に係る災害7件の災害復旧に向けて増額するものでございます。

以上、詳細説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第50号について詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（河野 妙子君） 保険課長です。

議案第50号について詳細説明をいたします。

議案第50号、令和6年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億941万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和6年6月14日提出、由布市長。

補正の詳細につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明をいたします。

歳出の8、9ページを御覧ください。

1款1項1目、区分1、一般管理費の需用費27万3,000円の増額につきましては、マイナンバーカードと健康保険証を一体化したマイナ保険証の利用促進のため、周知広報用のビラを印刷するための印刷製本費を計上しております。

次に、委託料66万6,000円の増額につきましては、同じくマイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けて必要なシステム改修費を計上しております。

財源といたしましては、全額6ページの歳入、国庫補助金を充当しております。

以上で詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、議案第51号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（砂田 剛士君） 水道課長です。

議案第51号について詳細説明します。

議案第51号、令和6年度由布市水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和6年度由布市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款の科目の補正予定額と計のみ、読み上げさせていただきます。

収入、第1款水道事業収益、補正予定額12万円、計8億8,237万円。

支出、第2款水道事業費用、補正予定額20万4,000円、計8億3,722万8,000円。

第3条、予算第4条本文括弧書き中、「不足する額308,149千円」を「不足する額307,277千円」に、「過年度分損益勘定留保資金308,149千円」を「過年度分損益勘定留保資金307,277千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページをお願いいたします。

収入、第3款資本的収入、補正予定額83万2,000円、計8億4,484万8,000円。

支出、第4款資本的支出、補正予定額、減額の4万円、計11億5,212万5,000円。

第4条、予算第7号中、起債の目的、建設改良事業限度額「764,900千円」を「765,800千円」に改める。

令和6年6月14日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書で御説明いたしますので、5ページをお願いいたします。

まず、収益的収支及び次のページ、資本的収支の中で、補助金と手当については児童手当によるもので、制度改正、人事異動によるものでございます。

5ページの下段の収益的支出です。

2款1項4目7節旅費の増額につきましては、本年度の総会終了まで、日水協九州支部役員であるため、その日水協の役員会・総会参加に伴うものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。資本的収入でございます。

3款1項1目1節建設企業債につきましては、設計精査による起債対象事業費の増加に伴う水道事業債の増額でございます。

次に、7ページをお願いいたします。地方債の調書でございます。

8ページをお願いいたします。8ページは、給与費明細書です。

それぞれ内訳を記載していますので、御一読をお願いいたします。

以上で詳細説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、各議案の詳細説明が終わりました。

---

○議長（甲斐 裕一君） これで、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、6月18日午前10時から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締切りは6月17日の正午まで、議案質疑に関わる発言通告書の締切りは19日の正午までとなっていますので、厳守をお願いします。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後0時02分散会

---